

諮問番号：諮問第 2 3 1 号

答申番号：答申第 2 3 1 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡市東福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号。以下「法」という。）第 6 3 条の規定に基づく保護費返還決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。その理由を要約すると、以下のとおりである。

令和元年 8 月より審査請求人の父（以下「父」という。）からの支援が始まって法による保護（以下「保護」という。）受給中に食料、金銭を毎日のように渡していたので審査請求人の母（以下「母」という。）が、父に保護受給中なので支援はやめてほしいと申し出たが、支援をやめなかったため保護課係長（以下「係長」という。）にその状況を報告したが、係長いわく「あなたが話す内容は直接私が見たことではないので何ともしない」「では調査してください」母。「はい調査します」係長。その後調査はされず、審査請求人に聞き取りも行われず保護費を出された。

途中、審査請求人の代理で保護費を受け取りに区役所へ行ったとき、机の前に座っている係長が収入申告書に 0 と書けと指で差し書かされた。その後も父の支援と保護支給は続いた。令和 2 年 4 月前後、月家賃 1 2 0, 0 0 0 円のマンションに父が援助して住まわせていたのに、それをケースワーカーに告げたが、それでも出ているから取りにこいと言う。

審査請求人がケースワーカーに一度電話で報告した時、1 2 0, 0 0 0 円の内の家賃分は出せると言うので支援は家賃のみではなく食料も毎日のように買わせている。5 月から保護費を休止するよう申し出た。やっと止まった。ここまできると何らかのもくろみを感じずにはいられなかった。恐ろしいと感じた。

父は審査請求人に「俺はお前に金をやるのが生きがいが、俺の金が足りなくなると困るから保護費も続けてもらえ。保護を切ることは許さんぞ。」と日頃より何度も脅すように言われた。審査請求人を不正受給者にするわけにいかず、母が代理となり係長に申し出た。令和2年12月～1月突然係長に収入申告書を書いて下さいと言われ、JR駅前の広場で会うことになった。その折、母と審査請求人が6メートル7メートルほど離れていたところ、審査請求人の方に係長が歩み寄り何を話しているのか母にはわからなかったが、後から審査請求人に聞くと10枚以上の収入申告書を出され全部最初から書け、こっちはあなたに保護費を出しているのだからと問答無用であったという。母は収入申告書を出してもらおうとしか聞いておらず、まさかその1年半分くらい書かせたとは気づかなかった。

審査請求人と母がたまたま離れたところに立っていた、座っていた時の隙をつくようにそんなことを審査請求人に書かせていたとは思ってもよらなかった。

係長とケースワーカーはそのことに1つも触れず、何でもないようにして母の座るベンチの前に腰を降ろした。その後も何も聞いていない。

5月下旬、係長に面談を申し出たが職員異動で忙しいとの理由で断られた。そのまま面談もできず、電話の話もできず。

6月1日になり、「もう異動しました、いません。」と言われ、その時突然本件処分の通知を渡された。ケースワーカーは「逃げたのではありません。ただの異動だ。」と言った。

保護課が知りながら無理矢理受給させたことと父が脅すようにして保護を切らせないようにしたこと、この両者とも審査請求人を不正受給者に仕立てあげるようなものである。

審査請求人の精神の不調であることは具体的に細かくケースワーカーに説明している。審査請求人の精神の不調に乗じて行政の意のままに誘導するというのである。保護受給してきた年月の中で今回のようなわざわざ過払い状態にされていって、用意されたことのように返還を求められるつくられた事態など想像したこともなかった。

職員の言動のすべて指導、処分がほとんど裁量権でされていることを今回の事で特に考えさせられる。

性善説を前提に裁量権が与えられているとすれば、大変こわい気がする。特に保護

行政について。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知等に沿って行われており、処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 法第63条に規定する資力の有無、費用返還義務及び返還対象額について

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3の（2）のイの（ア）は、他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定することと定めている。

令和2年1月31日、父は福岡市東福祉事務所の職員に対し、審査請求人がホテルにいと回答し、同年2月14日、父はホテルの費用については父が支払っていると回答している。また、同年2月14日、父は福岡市東福祉事務所の職員に対し、審査請求人は現在ネットカフェにおり、費用は全額父が負担していると回答しており、同年3月26日、父は福岡市東福祉事務所の職員に対し、審査請求人は現在ネットカフェを転々としており、父が1日あたり5,000円から6,000円、月額150,000円程度を宿泊料として渡していると回答している。

そして、令和3年1月13日、審査請求人は処分庁に対し、同日付けで令和元年11月から令和3年1月分の収入申告書を提出しており、当該収入申告書には、令和元年12月から令和2年4月までの金額（援助）の記載がある。

以上のことから、審査請求人は令和元年12月から令和2年4月までの間に父から援助を受けており、同期間において、資力を有するにも関わらず保護を受けた者であるといえる。

よって、令和元年12月から令和2年4月までの保護費について法第63条が適用され、審査請求人は、当該期間の保護費について、費用返還義務が生じていると認められる。

そして、法第63条は保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない旨を定めているところ、処分庁は審査請求人に対

し、令和元年12月に同月の援助額である30,000円以上の保護費を支払っており、令和2年1月から同年4月まで307,050円の保護費を支払っている。

したがって、処分庁が返還対象額を、令和元年12月の援助額30,000円と令和2年1月から同年4月までの支給済保護費307,050円の合計である337,050円としたことについて、違法又は不当な点はない。

2 返還額の決定について

(1) 法第63条に基づく返還額の決定に当たっては、被保護者の資産や収入の状況、保護金品を受領した経緯及びその使用状況、被保護者の健康状態や生活実態等の諸事情に照らした判断を要するから、返還額の決定については、被保護者の資産の状況等につき調査等をする権限を有する保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられているというべきであり、保護の実施機関が給付済みの保護費の範囲内でした返還額の決定が違法となるのは、その決定が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限られるものと解するのが相当である（福岡高裁令和元年7月25日判決・判例地方自治455号72頁参照）。

(2) 令和3年3月23日付け「不当受給事件報告書（法第63条）」（以下「不当受給事件報告書」という。）には、自立更生費について検討の結果、世帯の自立助長を阻害するとは認められないため、不要と考えると処分庁が判断した旨が記載されている。

また、令和元年12月から本件処分が行われた令和3年5月20日までの間に、審査請求人から処分庁に対し、返還額に対する自立更生費の申し出が行われた記録は確認できない。

よって、処分庁は、自立更生費について調査・検討を行い、これを認めないと判断したものと認められ、処分庁が自立更生費として控除しないと判断した点につき、合理性がないとはいえず、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものとは認められない。

したがって、返還額の決定について処分庁に裁量権の逸脱又は濫用と認められることはなく、本件処分を行ったことについて違法又は不当な点は認められない。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求人と母がたまたま離れたところに立っていたところ、10枚以上の収入申告書を出され全部最初から書け、こっちはあなたに保護費を出しているのだからと問答無用であった、審査請求人の精神の不調に乗じて行政の意のままに誘導された旨を主張している。

しかしながら、令和元年11月25日付けで、審査請求人は単身世帯として保護の開始を申請しており、同日付けで「生活保護法第61条に基づく収入の申告について（確認）」（以下「確認書」という。）を記入している。

また、審査請求人は福岡市東福祉事務所の職員に対し、父からの援助の状況について報告しており、福岡市東福祉事務所の職員は、審査請求人に対し収入申告書の徴取を依頼している。

そして、審査請求人は令和3年1月13日付けで収入申告書を提出し、同申告書には審査請求人の署名がある。

上記を踏まえると、審査請求人は父からの援助について、法第61条に基づき処分庁に対し収入申告が必要であると認識した上で収入申告書を提出したものと認められるので、審査請求人の主張を採用することはできない。

4 その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和5年10月25日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和5年12月5日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

1 法第63条に規定する資力の有無、費用返還義務及び返還対象額について

法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と定めている。また、次官通知第8の3の（2）のイの（ア）は、「他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認

定することを適当としないもののほかは、すべて認定すること」と定めている。

審査請求人は、処分庁に対し、令和3年1月13日付けで令和元年11月から令和3年1月までの期間に係る収入申告書を提出しており、当該収入申告書には、令和元年12月から令和2年4月までの収入（援助）（令和元年12月：30,000円、令和2年1月：150,000円、同年2月：108,000円、同年3月：200,000円及び同年4月：185,000円）について記載されている。また、父は、福岡市東福祉事務所の職員に対し、審査請求人がホテルやネットカフェに滞在しており、その費用は父が負担している旨を回答している。

以上からすると、審査請求人は、令和元年12月から令和2年4月までの間、上記収入申告書に記載されたとおりの援助を父から受けていたものであり、同期間において、資力があるにも関わらず保護を受けたものと認められる。

したがって、令和元年12月から令和2年4月までの保護費について法第63条が適用され、審査請求人は、当該期間の保護費について費用返還義務を負う。

そして、法第63条は保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない旨を定めているところ、処分庁は、審査請求人に対し、令和元年12月に同月の援助額である30,000円以上の保護費を支払っており、令和2年1月から同年4月まで307,050円の保護費を支払っていることが認められる。

よって、処分庁が返還対象額を、令和元年12月の援助額に相当する30,000円と令和2年1月から同年4月までの支給済保護費307,050円の合計である337,050円としたことについて、違法又は不当な点は認められない。

2 返還額の決定について

- (1) 法第63条に基づく返還額の決定に当たっては、被保護者の資産や収入の状況、保護金品を受領した経緯及びその使用状況、被保護者の健康状態や生活実態等の諸事情に照らした判断を要するから、返還額の決定については、被保護者の資産の状況等につき調査等をする権限を有する保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられているというべきであり、保護の実施機関が給付済みの保護費の範囲内でした返還額の決定が違法となるのは、その決定が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠く

ものと認められる場合に限られるものと解するのが相当である。

- (2) 不当受給事件報告書には、自立更生費について検討の結果、世帯の自立助長を阻害するとは認められないため、不要と考えると処分庁が判断した旨が記載されている。また、令和元年12月から本件処分が行われた令和3年5月20日までの間、審査請求人から処分庁に対し、返還額に対する自立更生費の申し出が行われた記録は確認できない。

したがって、処分庁が、本件処分における返還額の決定において、自立更生費を控除しないと判断したことが、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠き、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に該当するものとはいえず、裁量権の逸脱又は濫用とまで認められるところはないため、本件処分を行ったことが不合理であるとはいえない。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求人の精神の不調に乗じて行政の意のままに誘導されたなどの旨主張している。

しかしながら、令和元年11月25日付けで、審査請求人は、単身世帯として保護の開始を申請しており、同日付けで確認書を記入している。また、審査請求人は、福岡市東福祉事務所の職員に対し、父からの援助の状況について報告しており、福祉事務所の職員は、審査請求人に対し、収入申告書の徴取について依頼している。そして、審査請求人は、令和3年1月13日付けで収入申告書を提出しており、同申告書には審査請求人の署名がある。

以上のことからすると、審査請求人は、父からの援助について、法第61条により処分庁への収入申告が必要であることを認識した上で収入申告書を提出したものと認められ、審査請求人の主張を採用することはできない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大脇 成昭

委員 樋口 佳恵

委員 中島 浩